

# ASBJが「実務対応報告公開草案第40号『リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）』」を公表

『会計情報』編集部

企業会計基準委員会（ASBJ）は、平成26年3月7日、実務対応報告公開草案第40号「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）を公表した。背景は以下のとおりである。

日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）に基づき実施する施策として、新たなスキーム（以下「本リース・スキーム」という。）によるリース取引が導入された。これを受けて、ASBJでは、本リース・スキームによるリース取引について、これまで公表されている会計基準等における借手の会計処理等の取扱いを整理するとともに、必要と考えられる借手の会計処理等を明らかにすることを目的として、本公開草案を公表した。

本公開草案で提案されている内容は以下のとおりである。

## ■ 会計処理

- ファイナンス・リース取引の判定基準
  - (1) ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについては、他のリース取引と同様に、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（以下「リース適用指針」という。）第5項の要件に基づいて判定すべきであり、具体的な判定は、リース適用指針第9項に従う。
  - (2) 再リースに係るリース期間又はリース料を解約不能のリース期間又はリース料総額に含めるかどうかについては、その他のリース取引と同様に、リース適用指針第11項及び第12項に従う。
  - (3) リース取引開始日後にリース取引の契約内容が変更された場合、ファイナンス・リース取引かオペレーティング・リース取引かの判定を再度行う。これ以外の場合、当該判定をリース期間中に再度行うことは要しない。
- 変動リース料  
変動リース料については、リース取引開始日において、

借手により示されている合理的な想定稼働量を基礎とした金額により、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（以下「リース会計基準」という。）及びリース適用指針に定めるリース料総額に含めて取り扱い、次のような場合に考慮されることとなる。この取扱いは、本リース・スキームによるリース取引にのみ適用されるものであり、その他のリース取引に係る現行の取扱いに影響を与えない。

- (1) ファイナンス・リース取引の判定
- (2) ファイナンス・リース取引と判定された場合の、リース資産及びリース債務として計上する価額の算定

## ■ 開示

- 変動型又はハイブリッド型のオペレーティング・リース取引に係る注記  
変動型又はハイブリッド型のオペレーティング・リース取引と判定された場合、リース会計基準第22項に定める解約不能のものに係る未経過リース料の注記に、貸借対照表日における借手による合理的な見積額に基づく変動リース料の未経過分を含める。

## ● その他の事項

本公開草案に定めのない事項については、リース会計基準及びリース適用指針の定めに従って開示する。

## ■ 適用時期

本実務対応報告は、公表日以後適用する。

コメント期限は平成26年5月7日（木）までとされている。詳細については、ASBJのウェブページ（[https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/documents/exposure\\_draft/lease2014/](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/exposure_draft/lease2014/)）を参照いただきたい。

以上